

議案第 1 2 3 号

前橋市市税条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。